郡山市体育協会助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の体育・スポーツの普及・奨励、競技力向上を図るため、郡山市体育協会(以下「体育協会」という。)が体育協会規約第6条に規定する体育協会に加盟する団体(以下「加盟団体」という。)に対し交付する助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる事業)

- 第2条 この要綱により助成の対象となる事業及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 体育奨励事業
 - ア スポーツ技術の向上を目的とした競技大会、講習会等の運営及び参加
 - イ 競技人口の増加を目的とした各種スポーツの普及振興活動
 - ウ ジュニア選手の育成を目的とした大会の運営
 - エ その他会長が必要と認めるもの
 - (2) 強化事業
 - ア 選手の育成と強化を目的とした教室や講習会への参加
 - イ 選手の強化を目的とした合宿や遠征への参加
 - ウ 指導者及び競技審判員のスキルアップを目的とした講習会への参加
 - (3) 体育事業
 - ア 郡山市民総参加の体育大会である市民体育祭の運営
 - イ 福島県民総参加の体育大会である福島県総合スポーツ大会地域スポーツ大会の運営
- 2 前項各号に規定する助成項目、助成対象、助成金の額及び必要書類については、別表のと おりとする。

(対象経費)

- 第3条 助成の対象となる経費は、事業の実施に必要な直接経費とし、別表のとおりとする。 (助成金の交付申請)
- 第4条 加盟団体が第2条の規定による助成金の交付を受けようとするときは、別表に規定する必要書類を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査の上交付の可否を決定し、承認通知書により、その決定の内容及びこれに付する条件を申請者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

(事業の変更)

- 第6条 助成金の交付決定を受けた加盟団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りではない。
 - (1) 事業の対象経費の額を変更しようとするとき

- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- 2 会長は、前項の変更が妥当と認めたときは、変更決定通知書により通知するものとする。
- 3 事業の変更に伴い助成金に返還が生じたときは、変更決定通知書受領後30日以内にその 差額を返還しなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第7条 加盟団体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業(中止)廃止届 を会長に提出し、30日以内に助成金の全額を返還しなければならない。

(事業の実績報告)

第8条 申請者は、事業を完了したときは、完了の日から30日以内に(ただし、年度末の場合は、翌年度の4月10日までに)別表に規定する必要書類を会長に提出しなければならない。

(助成金の返環)

第9条 会長は申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受け、又は交付目 的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。